生体検査

- 新設：D296-3 内視鏡用テレスコープを用いた咽頭画像等解析（インフルエンザの診断の補助に用いるもの） **305点**

【厚労省告示57号別表第一 P62, 63, 64, 181, 195】

- A304 地域包括医療病棟入院料に含まれる
- 入院外緊急の場合：時間外加算200点（時間外、休日、深夜）
- 新生児、乳幼児加算算定不可

【通知 保医発0305第4号 別添1 P407】

- 6歳以上の患者
- 発症後48時間以内に実施した場合
- 時間外加算200点算定時：夜間・早朝等加算、
  時間外緊急院内検査加算、外来迅速検体加算算定不可
- 一連の治療期間において別に実施した
  インフルエンザ抗原定性の併算定不可

生体検査、診断穿刺・検体採取

- D291 皮内反応検査、ヒナルゴンテスト、鼻アレルギー誘発試験、過敏性転嫁検査、薬物光線貼布試験、最小紅斑量（MED）測定
  【厚労省告示57号別表第一 P194】
  1 21箇所以内の場合（1箇所につき）16点
  2 22箇所以上の場合（1連につき） 350点→**（1箇所につき）12点**

- D400 血液採取（1日につき）
  【厚労省告示57号別表第一 P197】
  1 静脈 37点→**40点**、
  2 その他 6点
  6歳未満の乳幼児加算 30点→**35点**